

Q 遺族（補償）年金の受給資格者と受給権者はどう違うのですか

A

遺族（補償）年金の給付がなされるときに、その遺族（補償）年金を受けることが可能な者で、被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

受給権者は、実際に年金を受領する者で、その順位は次のとおりです。

- ① 妻または 60 歳以上か一定障害の夫
- ② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか一定障害の子
- ③ 60 歳以上か一定障害の父母
- ④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか一定障害の孫
- ⑤ 60 歳以上か一定障害の祖父母
- ⑥ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか 60 歳以上または一定障害の兄弟姉妹
- ⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫
- ⑧ 55 歳以上 60 歳未満の父母
- ⑨ 55 歳以上 60 歳未満の祖父母
- ⑩ 55 歳以上 60 歳未満の兄弟姉妹

受給権者が死亡または再婚等で受給権者でなくなったときは次の受給資格者が受給権者となります（これを転給といいます）。

一定の障害とは、障害等級第 5 級以上の身体障害をいい、配偶者の場合、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。

また、被災労働者の死亡の当時、胎児であった子は、生まれたときから受給資格者となります。